

# 令和8年度新潟県立精神医療センター 配膳車運搬・下膳・食器洗浄業務委託仕様書

委託者 新潟県立精神医療センター（以下「甲」という。）の配膳車運搬・下膳・食器洗浄業務を委託するにあたり、安全かつ効果的に実施するために仕様書を定めるものとする。

## 1 委託業務の内容

- (1) 入院食（おやつ含む）、デイケア食及び検食の配膳、下膳及び食器洗浄を主たる業務とする。
- (2) 日常業務の詳細については別紙「配膳車運搬・下膳・食器洗浄業務委託明細書」のとおりとする。  
なお、受託者（以下「乙」という。）は、病院事業に支障が生じないように、必要な人員配置及び勤務体制を図るものとする。

## 2 委託施設の所在地と主たる作業場所

- (1) 施設の所在地 新潟県長岡市寿2丁目4番1号
- (2) 主たる作業場所 栄養課調理室内洗浄コーナー

## 3 委託日数と委託時間

- (1) 委託日数 年間365日（令和8年4月1日から令和9年3月31日）  
ただし、デイケア食分については、デイケア外来を有する日
- (2) 委託時間 別紙「配膳車運搬・下膳・食器洗浄業務委託明細書」のとおり

## 4 作業従事者

- (1) 本仕様書並びに別紙「配膳車運搬・下膳・食器洗浄業務委託明細書」に定める作業内容を十分に行い得る者とし、業務について十分経験を有する者を配置すること
- (2) 作業を行う際には機敏に活動し、他人に不快感を与えることのないようにすること

## 5 作業内容の徹底

乙は、作業従事者に対し、この仕様書の内容を周知させるとともに、業務に必要な知識の習得、研修及び訓練を行うこと

## 6 作業責任者の選任

乙は、従事者のうちから作業責任者1名を選任し、甲との連絡調整等にあたらせるものとする。

## 7 作業実施上の留意事項

- (1) 塵芥を極力飛散させないように作業を行うこと
- (2) 労働安全衛生法等の関係法令及び就業規則等を遵守するとともに、作業の安全及び衛生を確保すること
- (3) 作業中は患者の妨げにならないよう静かに行うこと
- (4) 1人の作業従事者が同時に2台の配膳車又は収膳車を操作しないこと

## 8 設備備品等について

- (1) 食器及び器具類は丁寧に扱うこと
- (2) 温冷配膳車、収膳車及び食器洗浄機等の取り扱いに注意し、建物、設備及び備品等を損傷させてはならない。また、効率的な使用に努めること
- (3) 作業中に破損品又は破損個所を発見した場合は、甲に報告すること

## 9 衛生管理について

食中毒又は医療事故等の発生防止のため清潔保持に努めること

- (1) 常に清潔なユニフォームを着用しなければならない。また、作業中は専用の作業着、帽子、履物及びマスクを着用する。また異物混入防止のため、身だしなみに十分注意すること
- (2) 栄養課調理室への出入りの際は履物を履き替え、手指の洗浄及び消毒を行うこと
- (3) 就業前及び不潔なものに触れたら、その都度、手指の洗浄及び消毒を行うこと
- (4) 作業場所、付帯設備備品及び器具は、作業の都度、清掃及び整理整頓を行うこと
- (5) 調理室内へは私物は持ち込まないこと

## 10 接遇について

病院事業の特殊性から接遇については、十分留意の上、業務を行うこと

- (1) 言葉遣いは、命令調にならないよう、敬語を用いて丁寧に話すこと
- (2) 患者及び職員に不快感を与えることのないよう、私語を慎み、言動及び身だしなみ等には十分留意すること
- (3) 上着には名札を付けること
- (4) 業務上知り得た病院の秘密情報並びに病院職員及び患者等の個人情報、他に漏らさないこと

## 11 作業員の健康診断及び検便について

乙は、医療法及び同施行規則の基準並びに食品衛生法に定められている基準に基づき、従事者に対する健康診断及び検便を実施し、健康状態を常に把握すること

また、結果については、書面をもって甲に速やかに報告を行うこと

- (1) 乙の従事者の検便検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌）は、毎月1回（6～9月は2回）栄養課職員と同一方法で行い、経費は甲の負担とする。ただし、検便検査を未受検の従事者が就業しようとするときは、乙の負担により、事前に検便検査を当該従事者に対して実施後、当該業務に従事させなければならない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、健康診断にかかる経費は、乙の負担とする。

## 12 作業員の健康管理について

- (1) 常に自らの健康管理に留意しなければならない。また、体調不良時は速やかに栄養課へ報告すること
- (2) 検便検査において措置を要する者については、病院の衛生管理者の指示に従うこと
- (3) ノロウイルス又は伝染病に罹患している者、ノロウイルス又は伝染病の保菌者、化膿性創傷、伝染性皮肤病疾患、嘔吐又は下痢性疾患のある者は、業務に従事しないこと

- (4) 家族又は近隣者に伝染病が発生した場合は、速やかに申し出て甲の指示を受けること

### 13 使用材料について

乙が用意する使用材料は、次表のとおりとする。

品名		用途	容量等	年間予定 使用量	参考商品
①	漂白剤	食器用	2 kg入	67 個	クリーネス
②	漂白剤	厨房用	次亜塩素酸ナトリウム 5.5ℓ入	8 個	キッチンホワイト
③	洗剤	食器用	4.5 kg入	65 個	ファミリーフレッシュ
④	中性洗剤	食器浸漬用	20 kg入	11 個	中性クリーンカット
⑤	消毒剤	配膳車消毒 用	10%塩化ベンザルコニウム 500ml	58 個	ザルコニン液
⑥	消毒剤	配膳車消毒 用	6%次亜塩素酸ナトリウム 1.8ℓ 入	5 個	ピューラックス
⑦	消毒剤	手指消毒用	500ml ボトル	12 個	ラビジェル
⑧	ハンドソープ	手洗い用	500ml ボトル	38 個	ホイップウォッシュ
⑨	ペーパータオル	手拭き用	200 枚入 220mm×170mm	286 袋	フォレストエコノミー
⑩	紙ワイパー	掃除用	1 束 4 枚重ね 50 枚入	8 束	キムタオル
⑪	ゴミ袋	ゴミ捨て用	半透明 45ℓ 10 枚入	95 袋	
⑫	ゴミ袋	ゴミ捨て用	半透明 3ℓ 100 枚入	28 袋	
⑬	スポンジたわし	食器洗浄用		66 個	

### 14 業務報告

1日の業務が完了した都度、業務完了報告書を甲に提出すること

### 15 事故発生時の連絡方法

事故発生の場合、作業責任者は甲及び乙に連絡するための措置を講ずること

### 16 業務改善の措置

業務の実施に関して必要のある場合、甲は乙に報告を求め、又は実地検査を行い、業務内容がこの仕様書に適合しないと認められるときには、改善させる措置を乙に指示することができる。なお、乙は、上記による指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

### 17 疑義の協議

本仕様書の記載内容に疑義又は記載の無い事項が生じた場合、甲と乙は誠意をもって協議すること

## 配膳車運搬・下膳・食器洗浄業務委託明細書

- 1 入院食 189食×3(朝・昼・夕)以内
- 2 デイケア食 昼食15食前後(月曜日～金曜日 祝日は無し)
- 3 検食 1食×3(朝・昼・夕)
- 4 食器数等 ごはん茶碗、汁椀、主菜器及び副菜器2個が平均的な食器であり、半数以上が蓋付となっている。  
また、箸、スプーン、お茶コップ及びお膳が各患者に加わる。
- 5 食事時間と業務との関係

作業時間	朝食 7:30	昼食 12:00	おやつ 15:00	夕食 18:00
収膳車の運搬時間	7:10～7:20	11:30～11:40		17:40～17:50
配膳車の引き渡し時間	7:20～7:30	11:50～12:00 デｲｸｱ11:40	14:50	17:50～18:00
配膳車の回収時間	7:45～7:55	12:15～12:20	15:30	18:15～18:20
収膳車の回収時間 (1回目) A3 B3 C1 デｲｸｱ	8:00～8:10	12:30～12:40		18:30～18:40
収膳車の回収時間 (2回目) A2 A3 B3 C1	8:30～8:40	13:00～13:10		19:00～19:10

### 6 業務委託内容

業務内容	作業内容	
1 運 搬	ア 収膳車とお茶コップの運搬と配置	栄養課より各病棟へ収膳車を搬送し、所定場(※別表)へ設置する。到着時にはインターホンを鳴らし、その旨を告げてから作業を行う。 従事者は記録用紙へ記入を行う。(以下、イ・ウも同じ。) 2階及び3階への運搬には栄養課専用エレベーターを使用する。(以下ウも同じ。)また、デイケア外来日の昼食にはデイケア分を含む。
	イ 検食の運搬	栄養課より医局の所定場所へ検食を届ける。 なお、夕食を届けたら前日の検食簿を回収し、栄養課の所定場に置く。
	ウ 配膳車の運搬	運搬順(※別表)にしたがい、栄養課より各病棟へ配膳車を届ける。 到着の際はインターホンを鳴らし、看護師に直接引き渡す。 また、デイケア外来日の昼食にはデイケア分も含まれる。
	エ おやつ運搬	毎日14:50におやつを専用ワゴンでC1病棟へ運搬する。到着の際はインターホンを鳴らし、看護師に直接引き渡す。15:30に配膳車を回収する。
2 下 膳	ア 配膳車の回収	各病棟及びデイケアの所定場(※別表)から空の配膳車を回収し、栄養課配膳車プールまで搬送する。 従事者は記録用紙へ記入を行う(以下、イ・ウも同じ。) 2階及び3階からの回収には栄養課専用エレベーターを使用する。(以下、イも同じ。)
	イ 収膳車とお茶コップの回収	各病棟並びにデイケアから食事済みお膳を入れた収膳車(削除)を所定場(※別表)から回収し、栄養課調理室洗浄コーナーまで搬送する。
	ウ 出入口の施錠確認	施錠箇所(閉鎖病棟、施錠時間帯の病棟、ナースステーション及び栄養課)の出入り後は必ず施錠確認を行う。 閉鎖病棟出入口の二重扉は必ずどちらかを閉めた状態で作業を行う。 栄養課出入口については、衛生管理上からも必要以上の開放状態は厳禁とする。
エ 食器類の回収分別	収膳車からお膳を取り出し、お膳食器類と残菜等の廃棄物を分別し、食器類は水槽で浸漬させる。水槽には残菜等の廃棄物類が混入しないよう注意する。 なお、残菜又は廃棄物類等が水槽に混入した時は洗浄に影響しないよう直ちに取り除く。	

3	洗 浄	① 食器・ コップ 類	ア 洗浄 朝食後及び昼食後は食器洗浄機を稼動し以下のとおり洗浄を行う。 なお、夕食分は浸漬までを行い、翌日に洗浄する。 ・ 浸漬した食器は種類ごとにまとめて、適正なスピードで洗浄機に送り入れる。ただし、料理の付着が強い食器は下洗いを行ってから洗浄機に入れる。 ・ 洗浄機から出てきた食器は、洗い落とし及び洗剤の残存、又は毛髪等異物の付着がないか十分確認する。
		イ 消毒・保管 洗浄した食器を種類別に金網籠に入れて食器消毒保管庫(以下「保管庫」という。)に格納し、電源を入れる。 保管庫の温度時間設定は栄養課が行う。(基本：摂氏85℃45分)	
		ウ 漂白 染みが著しい食器は漂白を行い、染みの無い食器の維持に努める。	
		エ 洗浄濃度 病院側が設定及び定期点検を行う。ただし、洗浄力等に異常がある場合はすみやかに病院側に連絡する。	
	② 配膳車・ 収膳車	ア 配膳車水抜き 下膳後の配膳車は毎回水抜きをする。	
③ その 他 器 材	イ 清拭 下膳後の配膳車及び収膳車は以下のように清拭する。拭き布は1台ごとに交換する。ただし、食べこぼし等の付着又は汚れがある場合は、拭き取り後に清拭を行う。 ・ 朝及び夕食後…100倍希釈したベンザルコニウム液で清拭する。 ・ 昼食後…300倍希釈したピューラックス液で清拭し、10分後に水拭きする。 清拭後糸くず、髪の毛等付着物がないか確認し、指定時間までに所定場(※別表)に設置する。 使用後の拭き布類はそれぞれまとめて袋に入れておく。(栄養課職員が回収)		
	ア お膳・お茶 コップ容器 イ 箸・スプーン 洗浄機にて洗浄し、水切り後、保管庫に格納し電源を入れる。 手洗い後、専用の金網籠に入れたまま洗浄機に送り入れる。 洗浄機から出てきたら保管庫に格納し電源を入れる。		
4	清 掃	ア 洗浄コーナー 作業終了前には清掃及び整理整頓を行い、常に清潔保持に努める。 なお、床は水切りを行い、使用時間外のドライ化に務める。 また、側溝は隔週ごとに1回以上の清掃を行う。	
		イ 食器洗浄機 使用後は洗浄機の清掃を行う。 また、月に1回以上は本体内部の清掃を行う。 昼食後は、扉を開放し洗浄機内の換気に努める。	
		ウ 保管庫 保管庫の内外は、常に清掃し、清潔保持に努める。 庫内の水抜きは毎日行う。	
5	そ の 他	ア 浸漬準備 洗浄終了後は次回洗浄のために、各水槽に湯を溜め、専用洗剤を溶解しておく。	
		イ 残菜等の処理 毎食後、残菜と紙くず等を分別し、ごみステーションに運ぶ。 なお、残菜量の記録も専用用紙で行う。	
		ウ 確認と施錠 作業終了時は、電気及び水道等の点検を行う。 なお、夕食後の作業終了時には消灯、施錠も行う。	
		エ 栄養課以外の食器 水洗いし、取り扱いメモに記入し手順に沿って対応する。	

※別 表

収 膳 車 設 置		台 数
A2 A3 B3 C1	病棟前廊下	各病棟 1～2台
デイケア	デイケア棟出入口内側	1台

配 膳 車 運 搬 順	
朝 食	C 1 ⇒ B 3 ⇒ A 3 ⇒ A 2
昼 食	デイケア ⇒ B 3 ⇒ A 3 ⇒ A 2 ⇒ C 1
夕 食	C 1 ⇒ B 3 ⇒ A 3 ⇒ A 2

配膳車引渡し場所及び受け取り者	
全病棟	インターホンを鳴らし各病棟出入口廊下側で看護師へ ※施錠は看護師
デイケア	デイケア棟出入口内側で食事当番者へ

配膳車・回収用収膳車が置かれている場所	
A2 A3 B3 C1	中待合
デイケア	出入口内側

清 拭 後 の 収 膳 車 置 き 場	
A2 A3 B3	専用エレベーター内
C1 デイケア	栄養課内エレベーター前廊下

